

# 自 立 活 動

## 1 基本的な考え方

本校は病弱及び肢体不自由の特別支援学校であり、児童生徒の実態(病種や病状等)は多岐にわたるため、それぞれが機能障害、生活リズムや生活習慣、認知、対人関係やコミュニケーション等、いろいろな面でニーズや課題を抱えており、日常生活や学習場面においても様々なつまずきや困難が生じている。

そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な指導として、小・中学校等と同様の各教科に加えて、自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指している。

指導に当たっては、個々の児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にした上で、自立活動の内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定した個別の指導計画を作成し臨むこととする。

また、指導の形態は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図り、学校の教育活動全体を通して行うことが大切である。

### 【三つの柱で見る自立活動と各教科との関係性】

各教科においては、全ての資質・能力に共通する要素となる三つの柱を踏まえて、目標や内容が整理され、児童生徒の生活年齢や発達の段階に即して系統的に配列されている目標や内容を指導していく。それにより、知識及び技能の習得のみならず、それぞれの体系に応じた思考力、判断力、表現力等の育成や学びに向かう力、人間性等の涵養について、バランスよく育成することをねらいとしている。一方、自立活動は、障害のある児童生徒に対し、心身の調和的な発達の基盤に着目して指導することで、各教科等において育まれる資質・能力を支えるという大きな役割を担っている。

## 2 目 標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

### (1) 小学部

#### ア A・B課程

個々の発達段階に合わせた病気や障害の理解を促し、自ら生活を見直し、周囲の人と助け合いながら毎日の生活をよりよく過ごそうとする力を育てる。

#### イ C・D課程

自分のもっている力を最大限に発揮して、周囲の人やものに自ら関わろうとする意欲を養い、満足感や成就感を感じながら、よりよく、楽しく生活していこうとする力を育てる。

### (2) 中学部

#### ア A・B課程

自分の病気や障害についての理解を深め、個性を生かし、自立し社会参加するための基盤となる力を育てる。

#### イ C・D課程

障害の状態や発達段階に応じて、周囲の人やものへ自ら進んで関わろうとする態度を養い、集団や社会の中で主体的に生活していこうとする力を育てる。

#### (3) 高等部

##### ア A課程

自分の病気や障害についての理解を深めるとともに、病状や障害に応じた生活をするために必要な能力を育て、卒業後の社会生活を営む基盤を育てる。

##### イ C・D課程

卒業後の生活に向け、生徒一人一人が、障害の状態や発達段階に応じて、主体的に自己の力を限りなく発揮し、よりよく生きていこうとする力を育てる。

#### (4) E課程

児童生徒一人一人が健康状態に応じて個々の持ちうる力を最大限に発揮し、周囲の人やものに働き掛けることでより多くの喜びや楽しさを得ることができるようにし、日々充実して生活していく力を育てる。

### 3 指導上の配慮事項

- ・ 児童生徒の障害の状態や発達の段階、経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を複数の教師によりの確に把握し、指導に関わる教師の共通理解と協力の下で効果的な指導を行うようにする。
- ・ 保護者や医療機関・関係諸機関と連携して個別の指導計画（「自立活動－1」、「自立活動－2」）を作成し、長期的及び短期的な展望に立ち指導を行う。個別の指導計画は随時見直し、修正を加えながら指導に当たる。
- ・ 指導内容は、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の六つの区分27項目（別表参照）の内容から個々の児童生徒に必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的に設定する。指導に当たっては、児童生徒一人一人に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにする。
- ・ 時間における指導の指導時数は各学部、各教育課程、さらに障害や病気の実態により週1～14時間とする。専任は週あたり1～2時間、各学級に入り、担任と連携して指導に当たる。
- ・ 指導形態は、個別の指導を基本とするが、児童生徒の指導目標を達成するために効果的である場合には、チームティーチングや集団での指導を行うなど柔軟に対応する。その際には個別の指導目標や指導の形態との関連性を個別の指導計画に明記する。
- ・ 各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行うよう配慮する。
- ・ 病院スタッフ、保護者、学校看護師等と連携を密にし、児童生徒の生活に関わる情報交換を行い、健康状態や日課の流れを考慮した上で、体調の変化に適切に対応した指導を行う。
- ・ 主治医や、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士や各種福祉サービスなど、児童生徒が関わる諸機関と連携を図り、必要に応じた協力体制がとれるようにする。

#### 4 自立活動の内容

自立活動の六つの区分と27項目 (学習指導要領における自立活動の内容)		
区 分	項 目	項 目 について
<b>1 健康の保持</b> 生命を維持し、日常生活を行うために必要な身体の状態の維持・改善を図る観点	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。	体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ること。
	(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。	自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすること。
	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。	病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、病状の進行を防止したりできるようにすること。
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。	自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていくこと。
	(5) 健康状態の維持・改善に関すること。	障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること。
<b>2 心理的な安定</b> 自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己の良さに気付く観点	(1) 情緒の安定に関すること。	情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすること。
	(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。	場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けること。
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、主体的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること。
<b>3 人間関係の形成</b> 自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基礎を培う観点	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。	人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようにすること。
	(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。	他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすること。
	(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。	自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになること。
	(4) 集団への参加の基礎に関すること。	集団の雰囲気に合わせてたり、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになること。
<b>4 環境の把握</b> 感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し行動できるようにする観点	(1) 保有する感覚の活用に関すること。	保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を十分に活用できるようにすること。
	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。	障害のある幼児児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにすること。
	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。	保有する感覚を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行的にできるようにしたりすること。

	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。	いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすること。
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。	ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすること。
5 身体の動き 日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。	日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関する事。
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。	姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるようにすること。
	(3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。	食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすること。
	(4) 身体の移動能力に関する事。	自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ること。
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。	作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めること。
6 コミュニケーション 場や相手に応じてコミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。	幼児児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けること。
	(2) 言語の受容と表出に関する事。	話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすること。
	(3) 言語の形成と活用に関する事。	コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにすること。
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。	話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、他者とのコミュニケーションが円滑にできるようにすること。
	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。	コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるようにすること。